

件名	特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部を改正する条例								
主管課	総務部 管理局 人事課								
根拠法令等	地方自治法（昭和22年法律第67号）								
<p>【改正の概要】</p> <p>行政委員の報酬に関して、さらに一層の行政改革を進め、住民の理解を得るため、全国知事会が示した改革の方向性や、地方自治法第203条の2第2項の趣旨を十分に勘案し、次のとおり見直しを行う。</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>1 見直しの内容 月額により支給している報酬を、勤務1日につき支給する方法に改正する。</p> <p>2 対象とする委員会 人事委員会、教育委員会、選挙管理委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会</p> <p>3 報酬額</p> <p>(1) 人事委員会、教育委員会、選挙管理委員会、労働委員会、収用委員会</p> <table border="1"> <tr> <td>委員長・会長</td> <td>日額 30,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>日額 27,000円</td> </tr> </table> <p>(2) 海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会</p> <table border="1"> <tr> <td>会長</td> <td>日額 21,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>日額 19,000円</td> </tr> </table> <p>4 予備委員等の報酬額 選挙管理委員会の補充員、労働委員会の特別調整委員、収用委員会の予備委員の報酬を、委員の報酬と同額に改定する。（日額12,000円 日額27,000円）</p> <p>5 労働委員会委員の報酬の特例の廃止 月額による報酬を、勤務1日につき支給する方法に改正することに合わせて、特例報酬を廃止する。</p>		委員長・会長	日額 30,000円	委員	日額 27,000円	会長	日額 21,000円	委員	日額 19,000円
委員長・会長	日額 30,000円								
委員	日額 27,000円								
会長	日額 21,000円								
委員	日額 19,000円								
施行日	平成22年11月1日								
【その他参考事項】									